

令和6年度第9回（12月）宇検村農業委員会定例総会 議事録

日時 令和6年12月23日（月）午後4時から

場所 活性化センター「結いの館」

出席した委員 7名

1. 渡委員
2. 保池委員
3. 坂井委員
4. 時田委員
5. 前田委員
6. 森委員
8. 石原委員（会長）

欠席した委員

7. 重野委員

出席した職員

推進員2名（新元、杉浦）、事務局2名（産業振興課 古島、桑野）

議事概要

- 1 議事録署名委員の選出 委員4・委員5を指名
- 2 会期の決定 令和6年12月23日（月）の1日間に決定
- 3 諸般の報告 なし
- 4 協議事項 議案第24号 非農地証明について（可決）
議案第25号 農地法第3条について（可決）
- 5 その他 (1) 地籍調査事業に伴う地目の変更について（確認）
(2) 非農地について（周知）
(3) 視察研修について（確認）
(4) 農地の排水調査について（依頼）

議事詳細

3 諸般の報告

なし

4 協議事項

議案第24号 非農地証明願、25号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より申請資料の朗読と説明を行った。

【議案第24号】

- ・事務局 非農地証明願、申請者は大阪府のaさん。場所はA地区の枝手久島と集落内にな

ります。

一番、地目が田、面積が221㎡。

一番、地目が田、面積が112㎡。

一番、地目が田、面積が231㎡。

一番、地目が畑、面積が95㎡。

一番、地目が畑、面積が24㎡。

一番、地目が畑、面積が300㎡。

一番、地目が畑、面積が181㎡。

一番、地目が畑、面積が647㎡となっております。

集落内の3筆につきましては、おおよその場所が確認できましたが、残り枝手久島の5筆につきましては、一応公図上での場所はわかりますが、おおよその感じでつかめなくて、地籍調査が入らないと現地の特定は出来ないだろうという事です。森林データに赤丸で書いている場所が、その土地の近くだろうという判断しか出来ません。皆さんの判断で、非農地として実際に向こうに渡って使えないだろうという判断が出来れば幸いです。

- ・ 会長 だいたいここであろうという事しか出来ません。地籍が入って、ちゃんと確定出来るはずなんですけど。
- ・ 委員2 何かするとなった時、個人で地籍を入れないといけないのか。
- ・ 委員5 地籍調査が終わらないと何も出来ない。
- ・ 会長 自分たちで設定して、隣の人と相談して場所がわかればいいが、それすらわからないと思います。
- ・ 委員5 入り江の方はまだわかる。田んぼの跡が残っている。
- ・ 会長 両サイドは多分海になると思います。田と畑がある。川沿いの所に田んぼが段々になって作っていた感じがある。
- ・ 委員1 中に入れば段々畑みたいな所もある。
- ・ 会長 広い平地もある。
- ・ 事務局 場所がわからないので、実際には地籍が入って調査をしないといけないんですけど、隣接する部分の人でみんなわかっている人がいれば話をすることも出来ますが、多分隣接している人もわからない状態。境界も困難な作業になると思います。
- ・ 委員1 亡くなっている人もいるでしょう。
- ・ 事務局 今回の方はしっかりと相続登記をされているんですよ。周囲の方が登記をまわさないといけないし、権利者を探さないといけない。だいぶ年配の方で、畑をしている人なら畔を見て場所がわかるけれど、世代が代わって畑としても利用されていなければ、断定して境界を組むのもかなり厳しいのではないかと思います。
- ・ 委員5 枝手久のB地区の場所を一度見に行った。昔はきれいに整備されていて、ここは

誰の場所というのがわかったが、今は草木が茫々で本人が行ってもわからない。

- ・ 会長 川沿い跡から入らないと、何が何だかわからない。中に入ったら注意しないと、ハブがけっこう多い。木が生えて鬱蒼としている。目印を付けないと同じ所を何度も行き来しているようになる。枝手久は怖い。
- ・ 委員 1 ハブ、シシはいる。ただ中に入ったら段々は残っている。地籍は終わったの？
- ・ 会長 枝手久は全然。宇検は終わっている。
- ・ 委員 2 宇検集落は独自でやったという事？
- ・ 会長 いや、地籍が入っている。宇検は一番初めに全体的にやった。他の所は林道補修などの際に部分的に行っている。予算的にあまり広い面積をさせてもらえない、広い所で2～3字くらい。地籍が入ってから面積で案分して所有者に割り当てる形になるのでは。
- ・ 委員 5 枝手久の所有者は宇検、久志、阿室？
- ・ 会長 宇検、久志、阿室、屋鈍がちょっと。阿室はもう売っているが、字図で面積を出しているだけ。地籍をすれば何千万とかかる。個人ではまず出来ない。これで確定をして法務局に出さざるを得ないが、よろしいでしょうか。

議案第24号について、質疑なしのため質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

【議案第25号】

- ・ 事務局 譲渡人が千葉県のbさん、譲受人が宇検村C地区のcさん。所有権の移転になります。地目は全て畑、無償での譲渡となっております。C地区一番、294㎡、一番、413㎡、一番、444㎡、3筆はC地区のさとうきび組合で引き継いで使用している場所になります。一番、213㎡は山手の方にある事になっていきます。大まかにこの場所というのは確認する事が出来ました。
- ・ 委員 3 最後の1筆は原野になっています。跡は基盤整備をして、若い人がトラクターを購入してさとうきびを作っています。
- ・ 会長 上の方はほとんど防護柵もまわっている。1件だけが山の方にありますが、ここはまだ地籍が入っていない？
- ・ 事務局 はい。航空写真の絵的にはこんな風に書いていますが、実際は○○の上あたり、もう少し下側の方になるのでは。
- ・ 事務局 農地現況調査結果の地図塗分け作業の際に、C地区は特に航空写真と境界線のずれがありましたので、回転、縮尺調整などをして合わせていました。今回の公図の下の部分を県道に合わせるように角度を回転して重ねると、畑として使用され

ている場所のすぐ上になると思います。

・会長 字図は絵だからどうしようもない。

議案第25号について、質疑なしのため質疑を終了。挙手により採決し全会一致で可決した。

5 その他

連絡事項等

(1) 令和5年度地籍調査事業に伴う地目の変更について

地籍担当 地籍調査は現況に従って、現況が原野であれば原野、元々の地目が畑でも原野に変えていいという事ですので、必要に応じて分筆合筆を行って、あくまでも現況に従って地目を設定します。令和5年度調査地区で湯湾の上神田は田検との境界の所。芦検ひおき、埋め立ての所から峯田山に登る道まで調査に入っています。地目が畑であったのを現況原野、田んぼが現況畑等がありましたので、変更をしたいと思えます。ご審議よろしく願います。

事務局 畑として使えるようであれば田から畑に変える。木が生い茂っていて畑としての機能がない場所は原野に変えていくという事で、現地をまわって地目変更をするという事になります。

会長 本人から田から畑に変えて、畑をしたいからという事は可能？

地籍担当 田から畑には、基本的には出来ます。実質田んぼというのはないので。

委員1 みんな原野でしょう。

地籍担当 原野もあります、畑もちろんあります。畑になっている所は、田んぼから畑へ登記を変えていく。地目も役場に一任されているので。

会長 畑から原野に変えられるの？

地籍担当 変える所もあります。実際畑で使っている所は畑として残して。

委員1 原野から畑に変えられるの？

会長 その人がそうしたいという事なら変えられます。

地籍担当 ただ、畑で使っているのをこっちで原野に変えて、というのは、現況主義だから本人の意向でも出来ません。

事務局 調査員が行う地目の変更につきましては、了解したという事でよろしいでしょうか。よろしく願います。

(2) 非農地について

事務局 非農地に関して、職権で実際に山になっている場所などをまとめて非農地に変える方法もあるんですよ。耕作放棄地対策の観点から、畑を原野に変えて農地を少なく見せていこうという話だったんですが、山の上にある場所のものであれば、非農地にしてしまって、役場を通して田畑から原野に変えていこうという方法もあるんですけど、今回のように単発で上がってくるものについては非農地証明願で法務局が現地確認をする作業があるんですが、職権でやる場合、所有者を一度調べまして、本人の意思に基づいて法務局に申請をする。どこかこら辺からとか、ほとんど山は使われていないと思うんですけど、そういう場所を狙って非農地に変えていければ。職権登記という方法で、手間暇はかかりますが、長い目で見て、どこか1箇所を片付けていくというのを会長と話しました。どの方法が一番、所有者や新規就農希望者にとってうまくやる方法はないか、考えた次第です。皆さんと議論しながらうまく出来たらいいのかなと思います。

会長 今のところ1筆1筆、証明願いで上がったものを出しているが、何筆かまとめて職権でした方が法務局も良いようで、皆さんの方で調べてもらって、集落でそういう場所があればまとめてやっていきたいと思います。何十筆でも持っていきますので。

委員1 法務局の方も原野にした方が良いわけ？

事務局 実際に畑として機能しないのであれば。集落から山に入って上の方はだいたい原野化していると思うんですが、たまに山の中で畑をやっている場合もあるから、一概に全部っていうのは乱暴な感じがします。明らかに畑として使っていない場所はまとめて原野に変える。

委員5 基盤整備した所でも、そういう土地がある。

事務局 農用地、基盤整備地については職権登記は出来ません。畑としてお金を投入して事業をしているので、農振農用地から除外して、転用をかけてという順番を踏んで変えないといけない。農用地ではなくて、畑として使っていないなどという所を原野に変えていくっていうイメージです。

委員5 ある程度地籍をやっていないと難しい所もあるんじゃないですか。

会長 農用地外だったら、山手の上の方はそれが出来る。農用地の指定を受けている所、基盤整備されている所は除外。

事務局 そこは畑として使ってくださいという、我々農業委員の使命ですけど。

会長 どんなにしても掘り起こして、ちゃんと元に戻してやってくださいという事。

(3) 視察研修について

事務局 当初予算ヒアリングで、出来たら委員の改選が終わってすぐの年度にしてほしい

と要望あり。次回改選は令和8年7月で、早めに研修をした方がいいのではないかという事でした。今回の任期内では、7年の早めに行くパターン、7年10月に行くパターンを考えて、次回改選後は7年8年連続になるかもしれないんですが、皆さんの意見を聞きたいと思います。まず、1月～3月までの間が忙しければ、この話は難しいですよ。7年度予算で、10月まで待たない時期で行けるのであればそこに行くパターン。仕事の都合で、秋のころに行くパターン。そして、8年度も行く、というのを皆さんで話をしてもらってこの場で教えていただければ。

会長 今までは2年目に行く予定は組んでいた。コロナでずっと行けなくて、改選後の次の年度予算で行くという事にはしていた。

委員5 新人の委員もいいんだけど、宇検村の農業を把握できていない状態で行くという事でしょう。1年でも経験して、2年目に行くようにした方がためになると思う。何を見たい、どうしたいか、農業委員を体験して2年目に行くのがいいんじゃないか。

会長 今は農業をしていない人もなれるから。農業している人は、早い人は2月から9月ぐらいまではとてもじゃないけど参加できない。マンゴー、パッションなど作っている人は、8月9月の剪定が終わるまでは行けないでしょう。

事務局 切り替わってすぐには厳しいという事ですよ。

会長 出来れば真ん中の2年目に持ってきた方が一番いいのではないか。改選後に話をして、どこへ行くか決めて次年度の予算に計上すればいい。

事務局 7年度秋ごろと9年度秋ごろという事で話をしたいと思います。

(4) 農地の排水調査について

事務局より調査票を配布し、調査の目的と内容について説明。いったんの締切を1月定例総会とした。

以上をもって令和6年度第9回定例総会を閉会した。